健康カレンダー　7月10日～8月9日

日	曜	行事	時間	会場
7月				
10	月	育児相談	受付7:30～8:00	健康センター
11・14	火～金	複合健診	受付13:05～13:30	〃
18	火	母子健康手帳交付(第2子以降)	受付9:00～11:30	〃
		健康クッキング教室	9:30～13:30	〃
19	水	3歳児健診	受付13:05～13:30	〃
20	木	子育てサロン	10:00～11:40	〃
21	金	2歳児歯科健診	受付13:05～13:25	〃
24	月	初妊婦講座	受付9:20～11:20終了	〃
25	火	乳児健診(6～7か月児)	受付13:05～13:30	〃
26	水	1歳6～7か月児健診	受付13:05～13:30	〃
27	木	すくすくお誕生日教室	受付9:50～11:30終了	〃
8月				
1	火	こども料理教室	10:00～13:00	健康センター
2	水	複合健診	受付7:30～8:00	田布川公民館
3・4	木～金	複合健診	受付7:30～8:00	総合体育館
7	月	母子健康手帳交付(第2子以降)	受付9:00～11:30	健康センター
8	火	こども料理教室	10:00～13:00	〃
9	水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00	〃

問合せ　健康センター　TEL72-7176

鹿児島水産高校からのお知らせ

第33回九州地区水産系高等学校カッター競技大会を開催

九州地区の水産系高等学校８校によるカッター競技大会が、枕崎港外港で開催されます。７月下旬に愛知県で開催される全国大会への出場を目指して、白熱したレースの展開が予想されます。

昨年度、鹿児島水産高校は九州地区大会で３位に、更に全国大会で５位に入賞を果たしています。今年も全国大会出場の切符を獲得するために、毎日枕崎港で練習に励んでいます。地元枕崎で開催されるのは８年ぶり、高校生の真夏の熱戦にご声援をお願いいたします。

期日　７月13日(木)　午前９時～午後３時
会場　枕崎港　外港
種目　９m(12名漕ぎ)カッター　1000m(500m折り返し)
出場校　九州地区水産系高等学校８校
主管校　鹿児島水産高等学校

うぶごえ・おくやみ

5月16日～6月15日届出分

うぶごえ

健やかな成長をお祈りいたします。

氏名	保護者	住所
松尾 和佳	太一	高見町
前田 夏月	寿人	寿町
下戸 悠太郎	泰仁	岩崎町
新屋敷 光瑠	大士	岩戸町
室屋 永吉	真一	中央町
藤田 藤芳	白沢東町	
山崎 義彦	桜山上町	
山下 ナミ	桜山本町	
宮下 ツユ子	山手町	
田中 スミエ	高見町	
立石 修	恵比須町	
井上 和子	桜木町	
山神 ミキ	高見町	
中崎 喬	塩屋北町	
下山 タケノリ	下山	
今給黎 勝守	桜山本町	
田中 登	高見町	
日渡 行夫	中町	
福永 スミ子	美原町	
有園 辰雄	田布川町	
水江 陽琥	栄本町	
柳田 來夏	桜山東町	
長野 陽香里	明和町	
白澤 璃安	中央町	
白窪 一翔	桜木町	
児玉 大空	日之出町	

おくやみ

ご冥福をお祈りいたします。

※掲載希望のあった方のみ掲載しています。

人のうごき

平成18年６月１日現在

男性 11,775人（－３）
女性 13,715人（－９）
合計 25,490人（－12）
世帯 11,252世帯（+11）

（　）内は前月との比較

★ねんきんダイヤル
（年金被保険者）
TEL0570-05-1165
（年金を受給している方）
TEL0570-07-1165

問合せ　市民健康課国民年金係 TEL72-1111 内線145

もし保険料が払えないときは…国民年金の保険料免除制度

経済的な理由等で、保険料が納められない場合は申請することにより、保険料が免除されることもあります。

未納のままにしておくと、年金を受けられなくなる場合がありますので、お早めに市役所の年金係までご相談ください。

■７月から所得による免除は４段階■

- 全額免除→保険料の全額が免除
- 半額免除→保険料の半額を納付（保険料額6,930円納付）
- ４分の１免除（※）
  →保険料の４分の３を納付（保険料額10,400円納付）
- ４分の３免除（※）
  →保険料の４分の１を納付（保険料額3,470円納付）

（※）平成18年７月から実施

■どんな場合に免除になるの？

①前年の所得（収入）が少なく、保険料を納めることが困難な場合
②申請のあった日の属する年度または前年度において・・・
- 失業等により保険料を納付することが困難であると認められる時
- 震災・風水害・火災などこれらに類する災害により、被害金額が財産のおおむね２分の１以上である損害を受けた時
- 事業休止または廃止により厚生労働省が実施する離職者支援資金貸付制度による貸付金の交付を受けた時

③障害者または寡婦であって、前年の所得が１２５万円以下の場合
④生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている場合

■免除すると、受け取る年金はどうなるの？

老齢年金を受け取る時は、免除を受けた期間については免除の種類に応じて減額されます。

- 全額免除→年金額のうち３分の１が支給されます
- 半額免除→年金額のうち３分の２が支給されます
- ４分の１免除→年金額のうち６分の５が支給されます
- ４分の３免除→年金額のうち２分の１が支給されます

■注意する点！

一部納付（一部免除）制度は、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料が免除となる制度です。

一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

○全額免除・若年者納付猶予の継続申請

前年所得が少ないことにより全額免除・若年者納付猶予を承認された方は、申請書にあらかじめ継続申請の旨を記載していただくと、翌年度以降も引き続き全額免除・若年者納付猶予の審査を行います。このことで毎年の申請を省略できます。ただし、審査した結果全額免除・若年者納付猶予に該当しなかった場合で、一部免除等を希望される方は、改めて申請が必要です。

なお、前年所得以外での全額免除・若年者納付猶予を承認された方（退職などの理由）や一部納付（一部免除）、学生納付特例は、毎年状態を確認する必要があるため、継続申請をすることができません。

◎問合せ

国民年金保険料の免除制度に関する手続き方法など、詳しくは最寄りの社会保険事務所、市役所の年金担当窓口、または「ねんきんダイヤル（0570-05-1165）」までお問い合わせください。

年金ミニ講座

Q　私は現在フリーターです。親からは国民年金保険料を払うようにうるさく言われるのですが、まわりの友達も払っていません。年金なんてあてにならないし、正直払いたくありません。払わないとどうなるのですか？

A　25年以上年金保険料を払っていないと年をとってからの老齢年金はまったくもらえなくなってしまいます。それまでいくら払った分があってもムダになってしまいます。国民年金の老齢基礎年金は、40年保険料を納めて満額ですので、保険料を納めていない期間があるとその分年金は減額されます。

さらに注意したいのは、公的年金は老齢年金だけではないということです。事故や病気などで重い障害を負ったときの障害年金や、万が一死亡した時に扶養する妻子に生活保障として支給される遺族年金もあります。障害年金や遺族年金をもらうには、保険料をある程度きちんと納めているかどうかが問われます。原則として今までの加入期間のうち３分の２以上の期間保険料を払っていないと何ももらえません。ただし現在は特例として３分の２以上納めていない場合でも、障害を負ったり、死亡したときの直前１年間に滞納がなければよいということになっています。